

公益財団法人秋田県市町村振興協会市町村職員研修事業実施要綱

	平成25年4月19日	要綱第4号
改正	平成26年4月1日	要綱第2号
改正	平成28年4月1日	要綱第2号
改正	平成31年4月1日	要綱第3号
改正	令和2年4月1日	要綱第3号

(目的)

第1条 海外の行政実情等の調査研究および国内研修をとおし、本県市町村職員等の総合的行政能力の一層の向上を図るとともに、国際的視野と識見をもった人材養成に寄与するため研修事業を設定し、地方自治の進展に資することを目的とする。

(事業の設定)

第2条 研修事業は、秋田県市町村職員海外研修視察事業（以下「海外研修視察事業」という。）および市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所が実施する研修に対する受講費助成事業（以下「中央研修所等受講費助成事業」という。）とする。

(派遣人員)

第3条 研修事業の派遣人員は、次のとおりとする。

- (1) 海外研修視察事業は、各市町村の直近の国勢調査の人口を考慮する。
 - ・市の場合 市長会の推薦による。（秋田市は3名、秋田市以外の人口7万人以上の市は2名、それ以外の市は1名の19名。）
 - ・町村の場合 町村会の推薦による。（12町村で6名。）
- (2) 中央研修所等受講費助成事業は、1人当たり年2回以内とする。

(海外研修視察の対象職員)

第4条 海外研修視察事業の対象職員は、次のとおりとする。

- (1) 勤務成績が優秀でかつ心身ともに健全であり、第1条に定める目的を達成できる市町村職員（特別職を除く。）。
- (2) 秋田県市町村振興協会（以下「振興協会」という。）が指名する者。

(海外研修視察事業計画の作成)

第5条 海外研修視察事業計画は、研修目的に照らしその都度理事長が定めるものとする。

(海外研修職員の選考)

第6条 理事長は、秋田県市長会および秋田県町村会に研修職員の推薦を依頼するとともに、この推薦に基づき研修職員を決定する。

(研修事業費の負担)、

第7条 海外研修視察事業に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 振興協会が負担する費用

国外分旅費（航空運賃、宿泊費、視察に伴う経費、定められた食費等）

(2) 振興協会が負担しない費用

国内分旅費、旅券発行手数料、個人に属すべき費用（海外旅行傷害保険、電話料、郵便料、クリーニング代等）、国外分日当、支度料等

2 中央研修所等受講費助成事業は、市町村職員中央研修所および全国市町村国際文化研修所に納入する受講費（研修費、食費、研修生活動費、教材用図書費等）および研修に係る旅費の全額（各市町村の旅費規程による。）を市町村に対し助成する。

3 前項の助成金の交付を受けようとする市町村は、当該年度分を毎年2月末日（末日が土・日曜日にあたる場合は、その前日又は前々日とする。）までに一括して助成金交付申請書（別記第1号様式）を協会に申請するものとする。

(助成の決定)

第8条 協会は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の適否及びその額を決定し、市町村等に交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は昭和63年6月3日から施行する。

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

この要綱は平成7年6月9日から施行する。

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

この要綱は平成11年4月27日から施行する。

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、公益財団法人秋田県市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

市町村アカデミー等研修受講費助成金交付申請書

第 号
年 月 日

公益財団法人秋田県市町村振興協会
理事長 様

団体名
代表者名

㊞

年度市町村アカデミー等研修受講費助成金の交付を受けたいので、市町村職員研修事業実施要綱第7条第2項の規定により関係資料を添えて申請します。

記

- 1 助成金申請額 円
- 2 研修の種類 市町村アカデミー・国際文化アカデミー

3 1 の内訳

受講者又は参加者の 職 ・ 氏 名	研修科目	研 修 期 間	受講経費(円)	参加旅費(円)
		・ ・ ～ ・ ・ 日間		
		・ ・ ～ ・ ・ 日間		
		・ ・ ～ ・ ・ 日間		
		・ ・ ～ ・ ・ 日間		
		・ ・ ～ ・ ・ 日間		
計				
合 計				

添付書類

- (1) 研修の受講又は参加に係る修了証書の写し、受講証明書
- (2) 旅行命令簿の写し

備考

- (1) 2の研修の種類は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 3表受講経費の欄には、市町村アカデミー等の定める研修生受講経費（研修費、食費、研修生活動費及び教材用図書費の合計額）又はセミナー参加経費を記入してください。
- (3) 市町村アカデミー研修及び国際文化アカデミー研修の研修受講費助成金交付申請書は、それぞれ提出してください。

担当連絡先

担 当 課	職 ・ 氏 名	電 話 番 号
		— — 内線 ()

(別記第2号様式)

秋振協第 号
年 月 日

様

公益財団法人秋田県市町村振興協会
理事長

年度 市町村・国際文化アカデミー研修受講助成金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった研修受講助成金について、次のとおり助成することに決定しましたので通知します。

なお、助成金を払い込むための納付書（納入通知書）を速やかに送付くださいますようお願いいたします。（納入期限は 年 月 日までとしてください。）

記

○助成金の確定額

(単位：円)

研修機関名	件数	助成額
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）		
全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）		
合計		